

堺市 市民活動コーナー

ニュース NEWS



お知らせ

令和2年4月1日(水)より **堺市市民活動コーナーの開設日時が変わります**

OPEN 月～金 9:00 から 17:30
土 10:00 から 17:00
開設

CLOSE 日・祝・
年末年始
休み

日曜日はお休み
になります。
ご注意ください。



堺市市民活動コーナー 令和元年度事業報告

ミニセミナー あなたの活動にあった 助成金の探し方

問い合わせの多い助成金に関する疑問に応えるためのセミナーを開催。小規模で個々の質問にも対応でき好評でした。

NPO法人のための個別サ ポート(オリエンテーション)

個別サポートでは各団体の課題や伸ばしたい部分に合わせて市民活動コーナーと専門家とで約7ヶ月間サポートに取り組みました。

なるほど!伝わりやすい 三つ折りパンフレットづ くりのコツ

パンフレット作成時のポイントやそれぞれの団体特性に合わせたPR方法などを紹介する講座を開催。



寄附講座① 寄附を受け取るための 工夫

寄附を受ける自分たちの活動に「共感」してもらうためのポイントや、事業成果を分かりやすく発信するアイデアなどをゲストに紹介してもらいました。

つながる交流会

大阪府立大学ボランティア・市民活動センターV-stationと市内で活動しているNPO法人等の市民活動団体の交流会を開催。情報交換や新たな事業展開につながるきっかけになりました。



事業計画アップグレード セミナー

改めて事業内容を確認し、次年度の活動計画作成に役立つ講座を開催。事業計画づくりのポイントやミッション、マーケティング、組織、財務と順を追って解説しました。



7月

10月

12月

2月

6月

9月

11月

1月

会計超初級講座

会計業務の基礎について学べる講座を開催。今後の法人運営に活用できる講座でした。



ミニセミナー やりたいことをカタチに! “活動のきっかけ”セミナー

思いはあっても「何から始めたらいいのかわからない」という方のために、ミニセミナーを開催。

参加者のこれまでの経験を活かしながら、次への取り組みのきっかけを見つけ出す講座となりました。



寄附講座② 〈応援される団体〉を めざすあなたへ

寄附する側と受ける側をゲストに迎え、それぞれの観点から寄附について語っていただきました。



コツを学ぶ! 決算書作成講座

財務諸表のチェックポイントや決算書作成のコツを学び、事業報告に役立つ講座となりました。

NPO法人のための個別 サポート成果報告会

6月から行ってきた「NPO法人のための個別サポート」でどのような成果や変化があったかを受講した法人が発表する報告会です。

ポイント

事業報告書

NPO法人は、毎事業年度終了後、3カ月以内に「事業報告書」を提出することが、法で義務付けられています。

提出期限を過ぎても、なお、事業報告書等の提出がない場合は、督促や裁判所から過料を課される場合があります。

特定非営利活動法人 事業報告書等提出書(1部)

- 法人代表者及び主たる事務所の所在地は、登記された内容と一致していますか
- 印は、法務局(登記所)に届け出た法人の代表印を押印していますか
- 必ず連絡のとれる電話番号を記載していますか

事業報告書(2部)

- 事業年度、事業期間、法人名の記載をしていますか
- 個々の事業について、定款に記載された事業名、内容、実施場所、実施日時(期間)、事業の対象者、収入、支出と具体的に記載していますか
- 個々の事業費の金額は、活動計算書の事業費の合計額と一致していますか
- 定款に「その他の事業」がある場合、「特定非営利活動に係る事業」と区分して記載していますか
- 定款に「その他の事業」がある場合、事業を実施していなくても、実施状況を記載していますか
- 当該事業期間内に開催された社員総会等(通常総会、臨時総会、理事会等)の開催状況(名称・日時・場所・社員総数・出席日数・議案の内容・審議結果等)を記載していますか

活動計算書(2部)

- 事業年度、事業期間、法人名、単位(円等)の記載をしていますか
- 定款に「その他の事業」が掲げられている場合、特定非営利活動に係る事業と区分して記載していますか
- 経常費用は「事業費」と「管理費」に区分し、それぞれを「人件費」と「その他経費」に分けて記載していますか
- 「前期繰越正味財産額」は前事業年度の「次期繰越正味財産額」と一致していますか
- 「次期繰越正味財産額」は貸借対照表の「正味財産合計」と一致していますか

総会までの流れ

CHECK

- ・前年度事業報告書・計算書類等作成(チェックポイント参照)
- ・監事へ事業報告書・計算書類等を提出
- ・監事による監査の実施
- ・理事会の開催
- ・理事会議事録作成
- ・税務申告書類の提出:事業年度終了後2か月以内
※法人住民税均等割減免申請:4月末まで
- ・総会議案書作成
- ・総会日時の決定と会場の手配
- ・社員へ総会の案内(遅くとも総会日の5日前までに)
- ・総会の開催

POINT



計算書類

NPO法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、財産目録はこれらを補充する書類としています。また、平成30年10月1日から資産総額の変更登記がなくなりましたが、貸借対照表を定款記載の方法にて公告しなければなりません。

貸借対照表(2部)

- 事業年度、事業年度終了日、法人名、単位(円等)の記載をしていますか
- 1年を超える期間において使用する高価(10万円以上が一般的な目安(法人税法施行令))な資産を固定資産として記載していますか
- 「前期繰越正味財産」は前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と一致していますか
- 「正味財産合計」は活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致していますか
- 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致していますか

計算書類の注記(2部)

※計算書類と注記は一体ものです
必要に応じて作成してください

- 計算書類の注記を作成していますか
- 「重要な会計方針」として採用した会計基準について記載していますか
- 固定資産や借入金(短期・長期)がある場合はその減価償却方法など、法人の必要に応じた記載をしていますか
(「設立・運営の手引き」P72参照)

財産目録(2部)

- 事業年度、事業年度終了日、法人名、単位(円等)の記載をしていますか
- 1年を超える期間において使用する高価(10万円以上が一般的な目安(法人税法施行令))な資産を固定資産として記載していますか
- 「正味財産」は貸借対照表と一致していますか
- 金銭的評価ができない資産については「評価せず」として記載していますか

不明な点がありましたら、
堺市市民活動コーナーをご活用ください

前事業年度の 年間役員名簿(2部)

- 事業期間、法人名を記載していますか
- 役員それぞれについて当該事業年度中の就任期間、報酬を受けていた期間を記載していますか
- 役員の住所表記は住民票どおりに記載していますか
- 事業年度の中で中途で辞任した役員についても記載していますか

社員のうち10人以上の 者の名簿(2部)

- 事業年度終了日、法人名を記載していますか
- 10人以上の社員の氏名及び住所(または居所)を記載していますか

提出先

堺市市民人権局
市民生活部 市民協働課 市民協働係
〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館3階
TEL:072-228-7405(直通)
FAX:072-228-0371

所定の様式については、堺市のHPからダウンロードできます。また、記載方法については、設立運営手引き(第4章)をご参照ください。



アドレス

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/npou/uneiyoshiki.html>

セミナー レポート

事業計画をリフォーム（再構築） 事業計画アップグレードセミナー

日時：令和2年1月23日（木）

10:00～11:30

場所：フェニーチェ堺

3階 文化交流室A



事業計画づくりのポイントをミッション、マーケティング、組織、財務と順を追って解説しました。極力、専門用語を使わない分かりやすい内容の講義に、参加された皆さんは理解が深まった様子でした。事業を見える化することで、活動しやすくなる、協力を受けやすくなるなど、「面倒」を上回る「お得」があることを納得できる講座でした。

参加者の声

- 考え方が明確になったので、事業計画を立てるのが楽しみになりました。
- 事業を進めていく方向がズレていくことがあるので、ミッションを常に意識することの大切さを感じました。
- マーケティングとは「自分を知ること」と「相手を知ること」という話が特に印象に残りました。

助成金情報

Pickup!



障害者支援団体等の活動に対する支援事業

実施団体 公益財団法人はるやま財団

HP <http://www.haruyama.co.jp/zaidan/assistance.php>

募集期限

毎年、12月末日・3月末日・
6月末日及び9月末日

内容/対象

障害者又は障害者支援団体の社会参加活動等に対する支援を通じて、障害者の社会参加を促進する等、明るく活力に満ちた地域社会の実現に貢献します。障害者又は障害者を支援する団体に対して、広く一般に公募を行い、助成金選考規程に従って助成します。

助成金額

1件あたりの上限額：50万円



市民活動の活性化を図ることを目的として、NPO法人・市民活動団体等に対し、相談や情報提供等を行っています。お気軽にご活用ください。

堺市市民活動コーナー

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
(堺市総合福祉会館2階)
TEL 072-228-8348 / FAX 072-228-8352
MAIL sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp
ホームページURL https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html



発行 堺市市民人権局市民生活部市民協働課
企画編集 認定NPO法人大阪NPOセンター
発行日 令和2年3月1日
利用時間 月～金 9:00～19:00
土・日 10:00～17:00(祝日・年末年始除く)

※相談内容に応じて、会計、労務、事業計画などの各分野における専門家（行政書士・会計士等）相談も随時実施しています。